

【資料】

カンボジア・日本法教育研究センター修了生の現況調査報告

**A Report on the Current Situation Survey of Graduates of the Research and Education Center
for Japanese Law in Cambodia**

傘谷 祐之*

KASAYA Yushi

目次

- I. はじめに
- II. CJLCの基礎情報
- III. 修了生の現況
 - 1. 調査の概要
 - 2. 職業
 - 3. 進学
 - 4. 共同研究への関心
- IV. おわりに

* 名古屋大学大学院法学研究科特任講師

I. はじめに

本稿は、2022年12月に実施した、カンボジア・日本法教育研究センターの修了生の現況調査の報告である¹。

名古屋大学大学院法学研究科は、2008年に、カンボジア・王立法律経済大学（Royal University of Law and Economics: RULE）と共同で、RULE内にカンボジア・日本法教育研究センター（Research and Education Center for Japanese Law in Cambodia: CJLC）を設置した。2023年は、CJLCの設置から15周年にあたる。そこで、筆者らは、これまでにCJLCを修了した修了生たちの現況を把握するべく、調査を試みた。

以下では、まず、CJLCの基礎情報を紹介した後（II）、調査結果を報告する（III）。

II. CJLCの基礎情報

CJLCのあるRULEは、1949年に設立された法・経済学院（l'Institut d'Études Juridiques et Économiques）を前身とする。1975年から1979年までの民主カンボジア政権（いわゆる「ポル・ポト政権」）時代には、知識人を敵視する政権により閉鎖を余儀なくされたが、同政権崩壊後の1982年に、行政・司法分野の幹部を養成する学校として再建された。1988年にプノンペン大学（the University of Phnom Penn. 1996年に王立プノンペン大学〔the Royal University of Phnom Penn〕に改称して現在に至る）の傘下に入り、その一学部となったものの、2003年に分離独立して現在のRULEとなった。法学部（Faculty of Law）、行政学部（Faculty of Public Administration）、経済経営学部（Faculty of Economics and Management）、経済情報学部（Faculty of Informatic Economics）の4つの学部と1つの大学院課程（Graduate Program）があり、1万人を超える学部生・大学院生が在籍している。名古屋大学との関係では、王立プノンペン大学法経学部時代の1998年に名古屋大学法学部と部局間協定を締結し、分離独立後の2013年には名古屋大学との全学協定を締結した。その間の2008年には、前述のように、両大学が共同でCJLCを設置し、現在に至っている。

CJLCは、カンボジアにおける名古屋大学の教育・研究の拠点である。教育面では、日本の社会、文化、言語を理解し、比較法的な視点を備えた法律実務家・研究者を養成すべく²、日本語教育と、日本語による日本法教育を提供している。CJLCは、毎年10月頃、RULEの法学部および行政学部にて在籍する学生（新入生）の中から20-30人程度を選抜する。選抜された学生は、CJLCで、1年次から4年次までの4年間をかけて日本語を学ぶとともに、2年次には日本法準備授業として日本事情・日本史・公民を、3年次には日本の憲法を、4年次

¹ この調査は、公益財団法人・高橋産業経済研究財団の助成金による研究「カンボジア人若手研究者・実務家との協働による持続可能な法学教育・研究活動のための調査研究」により実施した。

² 日本法教育研究センターのミッションポリシーは、「発展途上国ないし体制移行を経験した国である母国の法の現状・構造的問題を理解し、母国の法制度について基礎的な知識を持ちながらも、それに対して批判的な問題意識を持つことを通じて、母国に必要とされる法改革に貢献でき、かつ、日本との懸け橋となるような人材を育成し、そのための教育研究上の協力関係を発展させる」である。

には日本の民法を学ぶ。RULE が午前部（7-12 時）・午後部（12-17 時）・夜間部（17-20 時半）の 3 部制であることから、CJLC の学生は、たとえば午前は RULE で学び、午後からは CJLC で学ぶ（あるいはその逆）というように、RULE の授業のない時間帯に CJLC の授業を受講する。4 年次の冬に、名古屋大学大学院法学研究科の留学試験を受験し、合格すれば、翌年秋から同研究科博士前期課程に留学することができる。また、CJLC 修了後に、数年の実務経験を経て、大使館推薦による国費外国人留学生として来日する修了生もいる。一方で、CJLC を修了するまでに成績不良や経済的な問題、他分野の学業に集中したい等の理由で退所してしまう学生も少なくなく、4 年間のプログラムを修了できる学生は入所者の 3 分の 1 から 4 分の 1 程度にとどまる。

III. 修了生の現況

1. 調査の概要

今回の調査の目的は、第 1 に、CJLC 修了生の現況と連絡先を把握し、今後の共同研究等に際しての情報共有を容易にすることであり、第 2 に、CJLC の 15 年間の活動の成果および課題を分析するための参考情報を得ることである。

調査対象者は、CJLC を 2012 年に修了した 1 期生から 2022 年に修了した 11 期生までの計 88 人である（表 1 参照）。

期（修了年）	修了者数
第 1 期生（2012 年）	8 人
第 2 期生（2013 年）	8 人
第 3 期生（2014 年）	9 人
第 4 期生（2015 年）	7 人
第 5 期生（2016 年）	8 人
第 6 期生（2017 年）	8 人
第 7 期生（2018 年）	12 人
第 8 期生（2019 年）	11 人
第 9 期生（2020 年）	6 人
第 10 期生（2021 年）	6 人
第 11 期生（2022 年）	5 人
計	88 人

表 1 CJLC 修了生数（年度別）

質問 1	お名前を入力してください。
質問 2	CJLC を修了した年を教えてください。
質問 3	連絡先を教えてください（email）。
質問 4	Telegram のアカウントを教えてください。（任意）
質問 5	Facebook のアカウントを教えてください。（任意）
質問 6	現在お勤めの機関・団体・会社を教えてください。本業・副業ともに回答をお願いいたします。（複数選択可）
質問 7	RULE 卒業・CJLC 修了後大学院に進学しましたか？（→「はい」の場合、質問 10～12 へ）
質問 8	今後 CALE/CJL から、共同研究等の案内があれば、興味がありますか？
質問 9	この研究の結果は、雑誌・報告書等にて公表される予定ですが、その際はあなたのお名前や個人を特定する情報に関わる情報は使用いたしません。また取得したメールアドレスや SNS の ID は、今後 CALE/CJL からの連絡のために利用します。しかし、その他の目的で利用することはありません。以上の個人情報の取り扱いにご同意いただけますか？
質問 10	RULE 卒業後大学院に進学した人は、進学した大学院の名前を教えてください。
質問 11	取得した最終学位を教えてください。
質問 12	その学位はいつ取得しましたか？

表 2 質問項目

期 (修了年)	回答者数	回答率
第1期生 (2012年)	8人	100.0%
第2期生 (2013年)	4人	50.0%
第3期生 (2014年)	7人	77.8%
第4期生 (2015年)	4人	57.1%
第5期生 (2016年)	8人	100.0%
第6期生 (2017年)	7人	87.5%
第7期生 (2018年)	9人	75.0%
第8期生 (2019年)	6人	54.5%
第9期生 (2020年)	6人	100.0%
第10期生 (2021年)	6人	100.0%
第11期生 (2022年)	5人	100.0%
計	70人	79.5%

表3 回答者数・回答率 (年度別)

なお、期の数え方について、CJLC 在籍中に1年間程度の留学をした場合などに入学時の期と修了時の期がずれることがある。CJLC では修了時の期を基準として修了生を把握しているため、回答者が入学時の期を記入した場合には、こちらで修了時の期に改めた。

2. 職業

質問6は「現在お勤めの機関・団体・会社を教えてください」である。回答は、「行政機関」「法律事務所 (弁護士)」「法律事務所 (パラリーガル)」等の選択肢から適当なものを選ぶか、適当なものが見当たらない場合には「その他」を選んだ上で自由に記入できる形式とした。公務員や弁護士として働きつつ大学で教えている等、複数の職に就いている可能性も考えられるため、複数回答可とした。

回答結果を見ると (表4参照)、民間企業に就職した修了生が多いのは当然として、行政機関や司法機関、法律事務所への就職も少なくない。教育機関に勤務する者も多いが、「行政機関」との兼職が2人、「法律事務所 (パラリーガル)」との兼職が1人、「その他民間企業」との兼職が2人、「NGO 等非営利団体」と

調査には Google フォームを用いた。質問項目は、後述する研究協力者らと相談しつつ、まずは日本語で作成し (表2参照)、研究協力者の一人であるサウム・ロッタナー (Som Ratana) 氏がカンボジア語に翻訳した。

調査対象者への協力依頼は、研究協力者や CJLC 修了生の同窓会組織を通じて、Facebook や Messenger、Telegram 等を利用して行った。

調査は、2022年12月9日から14日までの期間に実施した。5日間という短い期間ではあったが、調査対象者の約8割から回答を得た。ただし、期毎の回答率には50%から100%までばらつきがある (表3参照)。

就職	延べ人数	
行政機関	15人	
司法機関	裁判官	1人
	書記官	1人
法律事務所	弁護士	4人
	パラリーガル	8人
教育機関 (大学・学校等)	12人	
その他民間企業	23人	
NGO 等非営利団体	7人	
外国政府機関 (大使館等)	1人	
その他 (進学等)	8人	
計	延べ80人	

表4 職業 (質問6)

の兼職が1人、というように兼職が多く、おそらくは「教育機関」以外の職を本職としながら、大学で非常勤講師として教えているものと推測される。また、選択肢が「教育機関（大学・学校等）」であるため、大学以外の初等・中等教育機関や日本語学校等も含まれている可能性がある。

なお、回答を個別に見ていくと、実際にはパラリーガルであるのに「その他民間企業」を選択していたり、留学中の者が「教育機関」を選択していたりするなど、質問者の意図とは異なる回答も散見された。この点は、回答者本人にも確認した上でいずれ修正したいと考えているが、今回の報告では調査の回答をそのまま集計した。

3. 進学

質問7は「RULE卒業・CJLC修了後大学院に進学しましたか？」という問いに対して、「はい」または「いいえ」を選択する形式である。

はい（大学院に進学した）	43人	61.4%
いいえ（大学院に進学していない）	27人	38.6%
計	70人	100.0%

表5 進学の有無（質問7）

43人（修了生88人の48.9%、回答

者70人の61.4%）が「はい」と回答しており（表5参照）、大学院進学率はきわめて高い。なお、「はい」という回答のうち、学位の取得を目的としないExchange Program等のプログラムに参加したのみのものは、こちらの判断で「いいえ」として扱った。

回答が「はい」の場合には、質問10で進学先の教育機関名を、質問11で最終学位を、そ

国	進学先	
	大学	延べ人数
日本 (23人)	北海道大学	1人
	東京大学	1人
	横浜国立大学	2人
	名古屋大学	17人
	神戸大学	2人
カンボジア (21人)	王立法律経済大学	16人
	国立経営大学	1人
	ビルド・ブライト大学	2人
	パンニャサストラ大学	1人
	不明	1人
オーストラリア	メルボルン大学	1人
計		延べ45人

表6 進学先の教育機関（質問10）

れぞれ訊いた。質問10は、進学先の教育機関を自由記入式で尋ねた。大学院に進学した者は43人であるが、うち2人は2校に進学したため、延べ人数は45人である（表6参照）。進学先の国名は、教育機関名から推定した。オーストラリアに留学した1人を除き、およそ半数が日本に留学し、残り半数はカンボジア国内で進学した。日本に留学した者のうちでは、CJLCからの留学試験制度をもつ名古屋大学への留学者が圧倒的に多いものの、大使館推薦による国費外国人留学生制度等を利用して名古屋大学以外の大学に留

学した者も散見される。カンボジア国内の進学先では、母校である RULE の大学院に進学した者が大多数である一方で、国立経営大学 (National University of Management)、私立のビルド・ブライツ大学 (Build Bright University)、同じく私立のパニャサストラ大学 (Paññāsāstra University of Cambodia) の大学院に進学した者も若干名いる。

博士号取得者	5人
修士号取得者	23人

表7 最終学位 (質問 11)

問 11 は「取得した最終学位を教えてください。」という問いに対して「博士号」「修士号」等の選択肢の中から適当なものを選ぶ形式である。回答によれば、博士号取得者が 5 人 (修了生 88 人の 5.7%、回答者 70 人の 7.1%)、修士号取得者が 23 人 (修了生 88 人の 26.1%、回答者 70 人の 32.9%) であった (表 7 参照)。

カンボジアでは、就学率は低いと言われている。教育・青少年・スポーツ省 (Ministry of Education, Youth and Sport: MoEYS) が作成した資料によれば、2021-2022 年度の純就学率は、初等教育 (6 年間) が 92.98%³、中等教育は前期 (3 年間) が 68.55%、後期 (3 年間) が 39.35% であった⁴。また、高等教育では、総就学率は 12.43% だという⁵。また、年度毎の学位取得者数から推測するに (表 8)、大学院 (修士課程) に進学するのは学部卒業者の 10-15% 程度と思われる。それらの情報を踏まえて CJLC 修了生を眺めると、

年度	学士号取得者	修士号取得者	博士号取得者
2016-2017 年度	39,543 人	4,159 人	17 人
2017-2018 年度	36,049 人	3,822 人	15 人
2018-2019 年度	38,709 人	4,613 人	20 人
2019-2020 年度	32,640 人	3,296 人	31 人
2020-2021 年度	31,056 人	4,159 人	55 人

表 8 カンボジアにおける 2016-2021 年度の学位取得者数

(出典) MoEYS, *Education Congress: The Education, Youth and Sport Performance in the Academic Year 2020-2021 and Goals for the Academic Year 2021-2022*, c2022, p. 100. より筆者作成。

彼らがかかなり特異な高学歴集団であることがわかる。その理由は不明であるが、筆者の印象では、CJLC 修了生は、優秀さもさることながら、教育によって資格を得たり能力を向上させたりすることで社会的地位を上昇させることに理解があり、かつ、そのための費用を負担できるだけの経済力のある家庭の出身者が相対的に多いように思われる。この印象が正しいかどうかは、今後の検証が必要である。いずれにしても、CJLC 修了生がカンボジアの平均を大きく上回る高学歴集団であることは事実である。彼らの知識・経験は、今後のカンボジア法の研究や法整備支援事業においてきわめて有用であるものの、同時に、それは多くのカンボジア人の知識・経験とは乖離している可能性もあることを心に留めておく必要があるだろう。

³ MoEYS, *Education Congress: The Education, Youth and Sport Performance in the Academic Year 2020-2021 and Goals for the Academic Year 2021-2022*, c2022, p. 71. (<http://moeys.gov.kh/en/media-center/education-congress/education-congress-the-education-youth-and-sport-performance-in-the-academic-year-2020-2021/>) [accessed on December 20, 2022]

⁴ MoEYS, *op. cit.*, p.95.

⁵ MoEYS, *op. cit.*, p.109.

4. 共同研究への関心

最後に、質問 8 は、共同研究への関心を尋ねるものであり、「今後 CALE/CJL から、共同研究等の案内があれば、興味がありますか？」という質問に対し、「興味があり、一緒に研究したい」から「興味がない」までの 4 つの選択肢の

興味があり、一緒に研究したい。	33 人	47.1%
興味があり、一緒に研究するのは難しいが、アンケートなどには協力したい。	17 人	24.3%
協力できるかどうかわからないが、情報は提供してほしい。	19 人	27.1%
興味がない。	1 人	1.4%
計	70 人	100.0%

表 9 共同研究への関心（質問 8）

中から適当なものを選ぶ形式である。事前の予想では、「興味があり、一緒に研究したい」のは 10 人程度と推測していたが、回答者のほぼ半数にあたる 33 人（修了生 88 人の 37.5%、回答者 70 人の 47.1%）から積極的な回答が得られた（表 9 参照）。これは嬉しい誤算であった。今後は、短期的には日本側の研究者・実務家らが提案する共同研究に彼らにも参画してもらいつつ、中長期的には彼らが独力で研究できること、あるいは、彼らが日本側の研究者・実務家らとの共同研究を主導できるようになることを目指して、引き続き協力関係を築いていきたい。

IV. おわりに

今回の調査により、CJLC 修了生の約半数が RULE 卒業・CJLC 修了後に大学院に進学していることや、修了生の 4 割近くが共同研究に関心をもっていることが明らかになった。今後は、彼ら日本語・日本法の知識を有する CJLC 修了生を活用し、彼らとの共同研究を推進することで、カンボジア法の研究や法整備支援事業のさらなる発展が期待できる。

この調査にあたり、研究協力者として、前述のサウム・ロッタナー氏のほか、ジア・シェウマイ（Chea Seavmey）氏、リム・リーホン（Lim Lyhong）氏、スリン・シム（Sreang Sim）氏およびソン・ブンキアン（Song Bunkheang）氏の協力を得た。彼らは、いずれも CJLC の 1 期生であり、現在は公務員、弁護士、パラリーガル等として母国で活躍している。また、調査結果の整理・分析には、名古屋大学大学院法学研究科の西原圭亮氏のお手を煩わせた。各氏のご協力に感謝する。

